

愛媛労働局発表
平成23年11月25日

担 当	愛媛労働局職業安定部職業対策課 課長 仲田 貢
	課長補佐 越智 教文 地方障害者雇用担当官 中野 敏郎 電話 089-941-2940 (内線542)

平成23年 障害者雇用状況の集計結果 (平成23年6月1日現在)

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）は、1人以上の身体障害者または知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者および精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求めています。

愛媛労働局（局長 田中敏章）では、このほど、平成23年6月1日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

法において定められた雇用率は、以下のとおりであり、民間企業・国・地方公共団体は、この率以上の障害者を雇用しなければならないこととされています。

- | | | | |
|---------------|-------------------|-------|--------------|
| ・ 民間企業 | 〔 一般の民間企業 | 1. 8% | （56人以上規模の企業） |
| | 〔 特殊法人 | 2. 1% | （48人以上規模の法人） |
| ・ 国、県、市町村等の機関 | | 2. 1% | （48人以上規模の機関） |
| | （ただし、都道府県等の教育委員会） | 2. 0% | （50人以上規模の機関） |

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉（法定雇用率 1.8%）

- ・ 実雇用率は 1.64%（前年は 1.69%）と低下したものの、雇用障害者数は 2,515.0 人と過去最高の水準。

〈公的機関〉（同 2.1%、都道府県などの教育委員会は 2.0%）

- ・ 県の機関：雇用障害者数 112.0 人、実雇用率 2.17%（2.20%）
- ・ 市町の機関：雇用障害者数 273.5 人、実雇用率 2.35%（2.43%）
- ・ 教育委員会：雇用障害者数 238.5 人、実雇用率 2.15%（1.98%）

→ 実雇用率は県及び市町の機関では前年より低下したが、教育委員会では上回った。

〈独立行政法人〉（同 2.1%）

- ・ 雇用障害者数 34.0 人、実雇用率 1.75%（2.05%）

※（ ）は平成22年度の数値

障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

- ・ 民間企業(56人以上規模の企業:法定雇用率1.8%)に雇用されている障害者の数は、2,515.0人で、前年より7.8%(182人)増加した。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は1,870人、知的障害者は550.5人、精神障害者は94.5人であった。
- ・ 実雇用率は1.64%(前年は1.69%)、法定雇用率達成企業の割合は48.2%(同52.5%)であった(仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.72%程度となるものと推計される)。

[資料1~3p]

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56人~99人規模企業を除く全ての規模の区分で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 1.64%と比較すると、
→1,000人以上規模企業(1.83%)、同300~499人(1.86%)については上回った。
→56~99人規模企業(1.61%)、同100~299人(1.46%)、500~999人(1.60%)については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、300~499人規模企業で前年より上昇したが、それ以外の規模の区分の企業で前年を下回った。

[資料2p]

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「卸売業,小売業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」以外の業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「医療,福祉」(2.01%)の業種のみ法定雇用率をクリアした。
- ・ 加えて、「製造業」(1.73%)、「運輸業,郵便業」(1.75%)、「金融業,保険業」(1.73%)「サービス業(他に分類されないもの)」(1.66%)の4業種は、民間企業全体の実雇用率1.64%を上回っている。

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成23年の法定雇用率未達成企業は404社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、71.8%を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、62.1%となっている。

[資料2・3p]

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.1%)

県の機関に在職している障害者の数は112.0人で、実雇用率は2.17%と、前年に比べ0.03ポイント低下しているものの、知事部局等全ての機関で達成。

[資料4p]

(2) 市町の機関(法定雇用率2.1%)

市町の機関に在職している障害者の数は273.5人で、実雇用率は2.35%と、前年に比べ0.08ポイント低下している。21機関中19機関が達成。

[資料5・6p]

(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

県等の教育委員会に在職している障害者の数は238.5人で、実雇用率は2.15%と、前年に比べ0.17ポイント上昇している。

県等の教育委員会は12機関すべてで達成。

[資料4・7p]

3 独立行政法人における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は34.0人で、実雇用率は1.75%と、前年に比べ0.3ポイント低下し、雇用率未達成。

[資料4p]

4 行政の取組

- (1) 公共職業安定所へ登録している障害者数は引き続き増加しており、雇用失業情勢が依然として厳しい中、解雇などの障害者雇用への影響を注視する必要がある。

また、各種雇用支援施策を活用して障害者の雇用を一層促進するとともに、職場定着への取組を推進することとする。

- (2) 公的機関については、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、引き続き指導を徹底する。

民間企業については、その取組状況に応じた雇用率達成指導を厳正に実施する。

- (3) 改正障害者雇用促進法の平成22年7月施行分において、①障害者雇用納付金制度の適用対象が200人を超える規模企業に拡大されたこと、②障害者雇用率制度の適用対象が短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）にも拡大されたこと、また法改正に合わせて、③除外率設定業種においては、除外率が一律10%ポイント引き下げられたことから、民間企業、公的機関等において、実雇用率の低下を招くこととなったため、法定雇用率達成指導を厳正に実施するとともに、障害者雇用のための支援策の周知に努めることとする。

【参考資料】

	頁
1 障害者実雇用率の推移	1
2 民間企業における障害者雇用状況（規模別）（平成23・22年度）	2
3 民間企業における障害者雇用状況（産業別）（平成23・22年度）	3
4 県等の機関における障害者の雇用状況	4
5 市町等の機関における障害者の雇用状況（年度別）	5
6 市町等の機関における障害者の雇用状況（法定雇用率2.1%）	6
7 市町教育委員会における障害者の雇用状況（法定雇用率2.0%）	7
8 障害者の登録状況・職業紹介状況	8
9 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて	9
10 除外率制度について	10
11 民間企業における除外率の改正状況	11

障害者実雇用率の推移 愛媛労働局

年	項目	企業数	常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率		法定雇用率達成	
					(%)	(%)	企業割合(%)	
昭和52年		408	76,294	1,177	1.54	(1.09)	63.5	(52.8)
昭和53年		374	71,710	1,096	1.53	(1.11)	62.3	(52.1)
昭和54年		398	74,653	1,111	1.49	(1.12)	59.0	(52.0)
昭和55年		406	77,239	1,178	1.53	(1.13)	61.3	(51.6)
昭和56年		415	80,131	1,279	1.60	(1.18)	63.1	(53.4)
昭和57年		420	81,557	1,275	1.56	(1.22)	62.6	(53.8)
昭和58年		418	81,635	1,229	1.51	(1.23)	59.6	(53.5)
昭和59年		428	83,979	1,275	1.52	(1.25)	60.7	(53.6)
昭和60年		442	86,947	1,345	1.55	(1.26)	65.6	(53.5)
昭和61年		440	86,921	1,345	1.55	(1.26)	65.0	(53.8)
昭和62年		433	85,556	1,323	1.55	(1.26)	66.1	(53.0)
昭和63年		471	89,614	1,398	1.56	(1.31)	63.5	(51.5)
平成元年		495	93,419	1,528	1.64	(1.32)	68.9	(51.6)
平成2年		512	97,775	1,611	1.65	(1.32)	67.8	(52.2)
平成3年		524	99,325	1,634	1.65	(1.32)	68.1	(51.8)
平成4年		566	104,627	1,689	1.61	(1.36)	67.1	(51.9)
平成5年		581	107,421	1,750	1.63	(1.41)	66.3	(51.4)
平成6年		592	109,257	1,744	1.60	(1.44)	63.3	(50.4)
平成7年		572	108,228	1,716	1.59	(1.45)	64.3	(50.6)
平成8年		571	108,908	1,727	1.59	(1.47)	63.7	(50.5)
平成9年		557	110,050	1,725	1.57	(1.47)	63.2	(50.2)
平成10年		574	113,706	1,794	1.58	(1.48)	61.1	(50.1)
平成11年		630	117,329	1,866	1.59	(1.49)	57.8	(44.7)
平成12年		623	115,866	1,827	1.58	(1.49)	55.5	(44.3)
平成13年		587	112,908	1,746	1.55	(1.49)	53.3	(43.7)
平成14年		614	115,959	1,695	1.46	(1.47)	49.8	(42.5)
平成15年		627	121,839	1,851	1.52	(1.48)	51.2	(42.5)
平成16年		679	131,024	1,986	1.52	(1.46)	49.6	(41.7)
平成17年		692	134,049	2,037	1.52	(1.46)	48.6	(42.5)
平成18年		695	136,398	2,118.0	1.55	(1.52)	51.7	(43.4)
平成19年		728	140,105	2,251.0	1.61	(1.55)	51.8	(43.8)
平成20年		714	140,902	2,327.5	1.65	(1.59)	54.5	(44.9)
平成21年		728	141,172	2,339.0	1.66	(1.63)	52.3	(45.5)
平成22年		734	138,398	2,333.0	1.69	(1.68)	52.5	(47.0)
平成23年		780	153,190.0	2,515.0	1.64	(1.65)	48.2	(45.3)
改正前の制度に基づいての推計			140,831.0	2,420.5	1.72	(1.75)		

- ・各年とも6月1日現在
- ・企業規模(昭和52年～62年67人以上、昭和63年～平成10年63人以上、平成11年から56人以上規模)
- ・常用労働者数は、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数
- ・障害者数は、次の合計数
 - ～昭和62年＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 - 昭和63年～平成4年＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)知的障害者
 - 平成5年～＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)重度障害者(身体、知的)の短時間労働者
- ・法定雇用率 1.8% (平成10年7月1日から)
- ・平成18年4月1日～ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)短時間労働者は1人をもって0.5人分
- ・平成22年7月1日～ 重度以外身体及び知的障害者の短時間労働者は1人をもって0.5人分
- ・()は全国

民間企業における障害者雇用状況(規模別)

※下段は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

愛媛労働局

平成23年6月1日現在

規模別	年度	企業数 a	常用労働者総数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 b	障 害 者 数																実雇用率 (%) カ/b	不足数 (人)	雇用率未達成		雇用0人		0.5又は1人不足		1人超不足	
					イ 重度身体	ロ 重度以外身体	ハ 重度知的	ニ 重度以外知的	ホ 精神	ヘ 短時間 重度身体	ト 短時間 重度知的	チ 短時間 重度以外 身体	リ 短時間 重度以外 知的	ヌ 短時間 精神	ル 身体計 (イ×2+ロ +ヘ+チ ×0.5)	ヲ 知的計 (ハ×2 +ニ+ト +リ×0.5)	ワ 精神計 (ホ+ヌ ×0.5)	カ 合計 (ル+ヲ +ワ)	企業 数	割合 (%)			企業 数	割合 (%)	企業 数	割合 (%)	企業 数	割合 (%)		
					c	c/a	d	d/a	e	e/a	f	f/a																		
56人～99人	23年度	327	24,896.0	24,031.0	62.0	115.0	13.0	69.0	9.0	21.0	3.0	18.0	19.0	2.0	269.0	107.5	10.0	386.5	1.61	176.5	177	54.1	176	53.8	177	54.1	0	0.0		
	22年度	311	23,486.0	22,579.0	62.0	117.0	14.0	84.0	8.0	6.0	15.0			32.0	247.0	127.0	24.0	398.0	1.76	153.5	154	49.5	153	49.2	153	49.2	0	0.0		
	増減	16	1,410.0	1,452.0	0.0	▲2.0	▲1.0	▲15.0	1.0	15.0	▲12.0			▲30.0	22.0	▲19.5	▲14.0	▲11.5	▲0.15	23.0	23	4.6	23	4.6	24	4.9	0	0.0		
100人～299人	23年度	333	52,735.5	48,150.5	119.0	239.0	13.0	89.0	17.0	19.0	12.0	12.0	80.0	34.0	502.0	167.0	34.0	703.0	1.46	257.0	168	50.5	74	22.2	95	28.5	73	21.9		
	22年度	310	49,533.0	43,458.0	127.0	244.0	18.0	85.0	12.0	32.0	7.0			18.0	530.0	128.0	21.0	679.0	1.56	216.5	141	45.5	72	23.2	77	24.8	63	20.3		
	増減	23	3,202.5	4,692.5	▲8.0	▲5.0	▲5.0	4.0	5.0	▲13.0	5.0			16.0	▲28.0	39.0	13.0	24.0	▲0.10	40.5	27	5.0	2	▲1.0	18	3.7	10	1.6		
300人～499人	23年度	61	23,096.5	21,559.5	78.0	119.0	7.0	59.0	4.0	20.0	4.0	13.0	22.0	16.0	301.5	88.0	12.0	401.5	1.86	64.5	28	45.9	1	1.6	13	21.3	15	24.6		
	22年度	63	23,744.0	21,810.0	77.0	108.0	3.0	37.0	3.0	8.0	2.0			20.0	270.0	45.0	13.0	328.0	1.50	85.5	33	52.4	1	1.6	4	6.3	28	44.4		
	増減	▲2	▲647.5	▲250.5	1.0	11.0	4.0	22.0	1.0	12.0	2.0			▲4.0	31.5	43.0	▲1.0	73.5	0.36	▲21.0	▲5	▲6.5	0	0.0	9	15.0	▲13	▲19.8		
500人～999人	23年度	47	31,306.0	28,716.0	101.0	156.0	8.0	47.0	10.0	9.0	3.0	8.0	11.0	16.0	371.0	71.5	18.0	460.5	1.60	71.0	25	53.2	0	0.0	5	10.6	20	42.6		
	22年度	39	25,927.0	22,588.0	86.0	147.0	8.0	39.0	8.0	5.0	1.0			1.0	324.0	56.0	8.5	388.5	1.72	37.0	17	43.6	0	0.0	6	15.4	11	28.2		
	増減	8	5,379.0	6,128.0	15.0	9.0	0.0	8.0	2.0	4.0	2.0			15.0	47.0	15.5	9.5	72.0	▲0.12	34.0	8	9.6	0	0.0	▲1	▲4.8	9	14.4		
1000人以上	23年度	12	31,054.0	30,733.0	129.0	165.0	12.0	91.0	17.0	2.0	0.0	3.0	3.0	7.0	426.5	116.5	20.5	563.5	1.83	26.5	6	50.0	0	0.0	0	0.0	6	50.0		
	22年度	11	28,519.0	27,963.0	117.0	165.0	12.0	98.0	14.0	3.0	0.0			3.0	402.0	122.0	15.5	539.5	1.93	20.0	4	36.4	0	0.0	1	9.1	3	27.3		
	増減	1	2,535.0	2,770.0	12.0	0.0	0.0	▲7.0	3.0	▲1.0	0.0			4.0	24.5	▲5.5	5.0	24.0	▲0.10	6.5	2	13.6	0	0.0	▲1	▲9.1	3	22.7		
合計	23年度	780	163,088.0	153,190.0	489.0	794.0	53.0	355.0	57.0	71.0	22.0	54.0	135.0	75.0	1870.0	550.5	94.5	2,515.0	1.64	595.5	404	51.8	251	32.2	290	37.2	114	14.6		
	22年度	734	151,209.0	138,398.0	469.0	781.0	55.0	343.0	45.0	54.0	25.0			74.0	1773.0	478.0	82.0	2,333.0	1.69	512.5	349	47.5	226	30.8	241	32.8	105	14.3		
	増減	46	11,879.0	14,792.0	20.0	13.0	▲2.0	12.0	12.0	17.0	▲3.0			1.0	97.0	72.5	12.5	182.0	▲0.05	83.0	55	4.3	25	1.4	49	4.4	9	0.3		

(注)各年度6月1日現在。

県の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.1%)

※平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

機関名	年度	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
計	23年度	5,153.5	112.0	2.17	0.0	
	22年度	4,949.0	109.0	2.20	0.0	
	増減	204.5	3.0	▲0.03p	0.0	
愛媛県知事部局	23年度	3,831.0	82.0	2.14	0.0	
	22年度	3,846.0	83.0	2.16	0.0	
	増減	▲15.0	▲1.0	▲0.02p	0.0	
愛媛県警察本部	23年度	411.0	10.0	2.43	0.0	
	22年度	393.0	9.0	2.29	0.0	
	増減	18.0	1.0	0.14p	0.0	
愛媛県公営企業管理局	23年度	911.5	20.0	2.19	0.0	
	22年度	710.0	17.0	2.39	0.0	
	増減	201.5	3.0	▲0.20p	0.0	

(注)各年度6月1日現在

県教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.0%)

機関名	年度	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
愛媛県教育委員会	23年度	9,017.5	189.0	2.10	0.0	
	22年度	9,063.0	177.0	1.95	4.0	
	増減	▲45.5	12.0	0.15p	▲4.0	

(注)各年度6月1日現在

独立行政法人等の雇用状況(法定雇用率2.1%)

機関名	年度	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
愛媛大学	23年度	1,947.0	34.0	1.75	6.0	
	22年度	1,611.0	33.0	2.05	0.0	
	増減	336.0	1.0	▲0.30p	6.0	

(注)各年度6月1日現在

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

※上記3表については、厚生労働省より平成23年11月25日発表済

(資料) 4ページ

市町等の機関における障害者の雇用状況(年度別)

機関名	年度	機関数	うち 達成	うち 未達成	法定雇用障 害者数の算 定の基礎とな る職員数	障害者数	実雇用率 (%)
市町長部局 (法定雇用率2.1%)	19年度	20	19	1	10,612.0	242.0	2.28
	20年度	20	20	0	10,368.0	255.0	2.46
	21年度	20	20	0	10,273.0	257.0	2.50
	22年度	20	17	3	10,574.0	255.0	2.41
	23年度	20	18	2	11,491.5	270.5	2.35
	増減	0	1	▲ 1	917.5	15.5	▲0.06p
公営企業局部局 (法定雇用率2.1%)	19年度	1	1	0	93.0	4.0	4.30
	20年度	1	1	0	95.0	5.0	5.26
	21年度	1	1	0	93.0	5.0	5.38
	22年度	1	1	0	99.0	4.0	4.04
	23年度	1	1	0	124.5	3.0	2.41
	増減	0	0	0	25.5	▲1.0	▲1.63p
教育委員会部局 (法定雇用率2.0%)	19年度	11	11	0	2,040.0	51.0	2.50
	20年度	11	10	1	1,911.0	44.0	2.30
	21年度	11	10	1	1,852.0	41.0	2.21
	22年度	10	8	2	1,831.0	39.0	2.13
	23年度	11	11	0	2,063.0	49.5	2.40
	増減	1	3	▲ 2	232.0	10.5	0.27p
合 計	19年度	32	31	1	12,745.0	297.0	2.33
	20年度	32	31	1	12,374.0	304.0	2.46
	21年度	32	31	1	12,218.0	303.0	2.48
	22年度	31	26	5	12,504.0	298.0	2.38
	23年度	32	30	2	13,679.0	323.0	2.36
	増減	1	4	▲ 3	1,175.0	25.0	▲0.02p

(注) 各年度6月1日現在。平成18年度から、短時間労働の精神障害者1人につき0.5人としてカウント。

※平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

市町等の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.1%)

機関名	① 法定雇用障 害者数の算定 の基礎となる 職員数(人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数(人)	備考
平成22年度	10,673.0	259.0	2.43	3.0	
平成23年度	11,616.0	273.5	2.35	4.0	
増減	943.0	14.5	▲0.08p	1.0	
松山市	2,330.5	58.0	2.49	0.0	
伊予市	378.0	9.0	2.38	0.0	
東温市	369.0	9.0	2.44	0.0	
今治市	1,286.0	27.0	2.10	0.0	
八幡浜市	438.0	14.0	3.20	0.0	
西予市	642.0	15.0	2.34	0.0	
宇和島市	1,008.5	22.5	2.23	0.0	
新居浜市	890.5	20.0	2.25	0.0	
西条市	697.0	18.0	2.58	0.0	
四国中央市	847.0	19.0	2.24	0.0	
大洲市	584.0	13.0	2.23	0.0	
久万高原町	264.0	10.0	3.79	0.0	
松前町	198.0	3.0	1.52	1.0	
砥部町	162.0	3.0	1.85	0.0	
上島町	226.0	6.0	2.65	0.0	
伊方町	229.0	1.0	0.44	3.0	
松野町	143.5	3.0	2.09	0.0	
鬼北町	162.0	3.0	1.85	0.0	
愛南町	405.5	9.0	2.22	0.0	
内子町	231.0	8.0	3.46	0.0	
松山市公営企業局	124.5	3.0	2.41	0.0	

(注)各年度6月1日現在

※平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

市町教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.0%)

機関名	① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職 員数(人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
平成22年度	1,831.0	39.0	2.13	3.0	
平成23年度	2,063.0	49.5	2.40	0.0	
増減	232.0	10.5	0.27p	▲3.0	
松山市教育委員会	569.5	14.0	2.46	0.0	
伊予市教育委員会	114.5	3.0	2.62	0.0	
今治市教育委員会	241.5	5.0	2.07	0.0	
西予市教育委員会	120.0	3.0	2.50	0.0	
宇和島市教育委員会	149.5	3.0	2.01	0.0	
新居浜市教育委員会	272.0	5.5	2.02	0.0	
西条市教育委員会	146.0	3.0	2.05	0.0	
四国中央市教育委員会	167.0	4.0	2.40	0.0	
大洲市教育委員会	71.0	5.0	7.04	0.0	
愛南町教育委員会	131.0	3.0	2.29	0.0	
内子町教育委員会	81.0	1.0	1.23	0.0	

(注)各年度6月1日現在

※平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

障害者の登録状況

愛媛労働局

項目	登録者数							有効求職者数							就業者数							保留中の者						
	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者
	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	
平成22年度	7,762	4,394	1,941	2,234	268	1,042	92	1,673	911	431	287	24	425	50	5,392	3,103	1,312	1,795	222	461	33	697	380	198	152	22	156	9
平成22年度 (9月末現在)	7,398	4,250	1,868	2,136	266	942	70	1,631	928	441	263	24	403	37	5,132	2,991	1,256	1,728	221	387	26	635	331	171	145	21	152	7
平成23年度 (9月末現在)	8,104	4,544	2,019	2,294	271	1,174	92	1,831	1,005	464	293	26	489	44	5,542	3,137	1,345	1,848	221	519	38	731	402	210	153	24	166	10
対前年度 同期差	706	294	151	158	5	232	22	200	77	23	30	2	86	7	410	146	89	120	0	132	12	96	71	39	8	3	14	3
対前年度 同期比%	9.5	6.9	8.1	7.4	1.9	24.6	31.4	12.3	8.3	5.2	11.4	8.3	21.3	18.9	8.0	4.9	7.1	6.9	0.0	34.1	46.2	15.1	21.5	22.8	5.5	14.3	9.2	42.9

障害者の職業紹介状況

項目	新規求職申込件数							紹介件数							就職件数							新規登録者数						
	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者
	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	
平成22年度	1,319	643	304	253	12	372	51	2,910	1,423	589	409	17	972	106	604	283	141	153	7	150	18	777	352	172	161	6	223	41
平成22年度 (9月末現在)	678	366	174	104	7	192	16	1,474	745	305	209	16	471	49	274	148	74	72	6	51	3	381	191	93	62	4	116	12
平成23年度 (9月末現在)	704	337	145	121	8	229	17	1,355	606	260	176	6	534	39	365	167	87	84	4	103	11	369	176	80	57	3	123	13
対前年度 同期差	26	▲29	▲29	17	1	37	1	▲119	▲139	▲45	▲33	▲10	63	▲10	91	19	13	12	▲2	52	8	▲12	▲15	▲13	▲5	▲1	7	1
対前年度 同期比%	3.8	▲7.9	▲16.7	16.3	14.3	19.3	6.3	▲8.1	▲18.7	▲14.8	▲15.8	▲62.5	13.4	▲20.4	33.2	12.8	17.6	16.7	▲33.3	102.0	266.7	▲3.1	▲7.9	▲14.0	▲8.1	▲25.0	6.0	8.3

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

○ = 1カウント
◎ = 2カウント
△ = 0.5カウント

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\begin{aligned}
 \text{実雇用率} &= \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\
 \text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）} &= (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%
 \end{aligned}$$

※ 「労働者」には短時間労働者は含まれていない

※※ 小数点以下は切捨て

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	→ 0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	→ 0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	→ 5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	→ 10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	→ 15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	→ 20%
・港湾運送業	35%	→ 25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	→ 30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	→ 35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	→ 40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	→ 45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	→ 50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	→ 55%
・幼稚園	70%	→ 60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	→ 80%